○防衛省告示第百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月六日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十八年六月十六日の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月六日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十八年六月十八日（予備、同月十九日）の〇七〇〇から一八三〇まで

区　域　沖縄島南東方の北緯二四度二八分一五秒、東経一三一度一〇分五二秒の地点を中心とする半径五海里の区域

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月六日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十八年六月十八日から同月二十日（予備、同月二十一日）までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月六日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十八年六月十八日から同月二十日（予備、同月二十一日）までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(イ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

(ウ)　北緯二四度四八分四九秒　東経一三〇度四五分〇一秒

(エ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一三〇度四五分一〇秒

(オ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一三〇度四五分五九秒

(カ)　北緯二四度四八分三四秒　東経一三一度〇二分〇六秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年六月六日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十八年六月十八日から同月二十二日（予備、同月二十三日から同月二十六日）までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

区　域　硫黄島周辺の次の一及び二のそれぞれ(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域と次の三の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

一　(ア)　北緯二四度四五分四五秒　東経一四一度二〇分〇六秒

(イ)　北緯二四度四五分一二秒　東経一四一度二〇分一九秒

(ウ)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一八分〇二秒

(エ)　北緯二四度四五分〇五秒　東経一四一度一七分二二秒

(オ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒

(カ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒

二　(ア)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一七分五六秒

(イ)　北緯二四度四六分四五秒　東経一四一度一八分〇二秒

(ウ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一八分〇二秒

(エ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒

三　(ア)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒

(イ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒

(ウ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒

(エ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度一九分四三秒

(オ)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒

(カ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月六日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十四号　東京都墨田区両国四丁目三番五地内　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月六日

○北陸地方整備局告示第五十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十八年五月十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年六月六日

北陸地方整備局長　藤山　秀章